

[事案 29-283] 満期金支払請求

- 平成 30 年 5 月 14 日 裁定終了

＜事案の概要＞

契約時に説明を受けた金額の満期金が支払われなかつたことを理由に、実際の受取金額との差額の支払いを求めて申立てのあつたもの。

＜申立人の主張＞

平成 18 年 9 月に契約した生活習慣病保険について、以下の理由から、契約時に説明を受けた満期金の金額と実際の受取金額との差額を支払ってほしい。

- (1) 代理店の募集人に「10 年で 100 万入るから」と説明されて契約したが、実際は 20 万円しか支払われなかつた。
- (2) 保険証券に「満金 ¥1,000,000.-」と印字されていた。

＜保険会社の主張＞

契約時の募集人による誤説明はなく、保険証券にもそのような記載はないので、申立人の請求に応じることはできない。

＜裁定の概要＞

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況を把握するため、募集人に対して事情聴取を行つた。なお、申立人の事情聴取は、申立人が拒否したため、実施できなかつた。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人による誤説明は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。